

子ども関連TOPICS ①

子どもの非処罰化の国際的な流れに逆行 ～子どもの権利の視点から「出会い系サイト」規制を考える～

横浜会議子ども代表、ユース実行委員会有志／唐木優衣(17)、土田朋水(17)、
飯塚信吾(18)、佐野孝明(18)、武田明恵(18)、安部芳絵(大学院生)
VOICE子ども記者 島森亜紗子(16)

現在警察庁では「出会い系サイト」を通じた犯罪から子どもを守る、という目的で「出会い系サイト」を使って「不正勧誘行為」をした子どものみを処罰するという法律を国会に提出しようとしています。この中間検討案は12月に出され、警察庁がパブリックコメントを募集していました。

私たちは1年前にここ日本で開かれた第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議に子ども、若者として参加していました。そこでは、1996年の第1回会議で出され「ストックホルム宣言」にも明記された「子どもの非処罰化」が、「子ども・若者のファイナルアピール」においても、再確認されました。

今回のこの警察庁の動きは、これまでの国際的な流れに逆行するものであり、警察庁の求める「子どもの保護」には決してつながりません。私たちは、横浜会議参加者や子ども通信社の記者としての経験から、この動きに危機感を持ち、会議をして意見書をまとめ、警察庁に提出しました。

「いわゆる『出会い系サイト』の法的規制の在り方についてに関する意見書」

私たちは、2001年に横浜で開かれた「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」に子ども代表や、ユースの実行委員として参加していた者の有志グループです。今回、「いわゆる『出会い系サイト』の法的規制の在り方について」の中間検討案には、主に3つ問題があると思います。

①「出会い系サイト」の定義

5ページに、「出会い系サイト」は、インターネットを利用して面識のない異性間の「出会い」を取りもつもの」と書かれていますが、インターネットにおいて一般的なサイトの掲示

板やチャット等での異性間の「出会い」が生まれるのはごく普通のことです。よってこのようなサイトは無数にあり、実際に法律が施行される際に、その定義が非常にあいまいなために、なにをもってして「出会い系サイト」とするのか、その判断が主観的なものになってしまうのではないのでしょうか。

②性の多様性

この中間検討案を通して、「不正勧誘行為」のほとんどが、「女子児童」が男性（大人）に対して行うものであるという考え方が貫かれているように思います。しかし、ただ件数が多いからといって「女子児童」のみが勧誘を行い、その結果犯罪被害に遭ってしまうわけではなく、また、勧誘される側も男性（大人）だけに限らないと思います。

NEWSLETTER No.66 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ①子どもの権利の視点から「出会い系サイト」規制を考える /1
- ②ユニセフ世界子供白書、2003年版は「子どもの参加」がテーマ /3
- ③国連・子どもの権利委員会、一般的意見第3号を採択 /3
～「HIV／エイズと子どもの権利」がテーマ～
〈コラム〉国連・子どもの権利委員会の新たな構成が決定 /4
- ④豊島区「子ども青少年会議」の活動と子ども参加による
プレーパークづくり /4

イベント報告

- ①クレイグ・キールバーガー講演会報告レポート /6
- ②子どもの権利条約フォーラム2002 in ちば報告 /6

お知らせ

- ・フォーラム子どもの権利研究2003のご案内 /8

たとえば、スウェーデンでは、男の子が被害を受けることが問題となり、被害を受けた男の子のためのケアが行われています。

もし「男子児童」が犯罪被害に遭ってしまった場合、被害に遭うのは「女子児童」であるという考えから、ただでさえ言いにくい被害について、「自分は違うのではないか」と思ってしまい、さらに言い出しにくくなってしまう可能性があります。こうなってしまうことは、警察庁の「児童の犯罪被害を防止する」という観点から見ても、不本意なことではないでしょうか。

③児童の処罰

私たちは第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（通称：横浜会議）に参加するにあたって、第1回のストックホルムでの会議で出された「ストックホルム宣言（本文は日本ユニセフ協会のHPを参照 http://www.unicef.or.jp/kenri/kenri_5b.htm）」を読み、準備しました。そのストックホルム宣言に書かれている被害に遭った児童の非処罰化に関して、「『宣言が想定しているのは、貧困、迫害等で性的搾取を余儀なくされている児童で、買春を積極的に勧誘する子供は対象外』（警察庁生活安全局）と判断した」[12月26日毎日新聞]ということですが、宣言が想定しているのは「すべての子ども」であり、例外はありません。このことは横浜会議においても私たち参加者全員に確認され、私たち子ども若者代表が出した、子ども若者のファイナルアピール（この文書は2002年5月に行われた国連子どもの特別総会の期間中に国連文書化されました。本文http://www.unicef.or.jp/kenri/ken_bod5-3j.htm）の中でも再三強調されています。

こうした国際的な流れを受けて、1999年日本で制定された児童買春・児童ポルノ禁止法の中でも、児童ではなく「児童買春をした者」を処罰しています。このような一連の流れを考えると、この中間検討案はそれに逆行していると言わざるを得ません。

しかしながら、出会い系サイトを通して子どもが被害を受けることは、私たちも解決しなければいけないと思っています。そこで私たちは3つの提案をしたいと思っています。

1. メディアリテラシーの獲得

現実問題として、中間検討案にあるように、近い将来においても携帯電話におけるフィルタリングの実現はきわめて困難であることから、機械ではなく人間、つまりは子どもたちによる判断が必然的に必要になってきます。しかしその子どもたちに、「出会い系サイト」のあらゆる危険性を察知できる力が備わっていなければ、その実効性はきわめて薄くなってしまいます。よって、今子どもたちがメディアリテラシーを獲得することは急務です。

そのために「出会い系サイト」のもつ危険性を子どもたちに伝え、子どもたち自身が主体的に判断できる能力を身につけることによって、「出会い系サイト」を通じた犯罪に巻き込まれないようにすることができるのではないのでしょうか。そういうわけで、学校や地域、家庭などでのメディアリテラ

シーの学習を積極的に行う必要があると思います。

2. 性教育の充実

性教育を充実させることは、子どもの性被害を防止するのに役立つだけではありません。すでに性被害を受けてしまった子どもたちが「自分がされてしまった行為が何であったのか」ということがきちんとわかっていれば、その被害を正確に訴えることもできるのです。

また、この中間検討案の参考資料として書き込み例が付け加えられていますが、女子児童からの書き込みには「ゴム（コンドーム）付きのH」や「絶対ゴム付きで！」などのように自分の性を自分で大事にする姿勢が見られ、最近の性教育の成果が、少なからず上がってきていることを示していると思います。しかしながら、併せて添えられている男性（大人）の書き込みを読むと「生（コンドームなし）ならもうちょっと（お金を）だしてもいいよ」のように、性に関する正確な知識の無さが露呈しているものがあります。このことから、子どもだけでなく大人に対する性教育も必要なのではないのでしょうか。

3. 子ども参加の促進

横浜会議では、国際会議としては初めて私たち子ども若者93名が世界中から正式に参加し、子ども若者独自の視点でファイナルアピールを作成しました。そして最終日にそれを発表し大きな成果を上げ、改めて性の問題に関して子どもが参加することの重要性や意味が確認されました。

また、今回の目的である、「出会い系サイト」を通じた子どもの犯罪被害を防止する、という観点から言っても、実際に被害を受けてしまうかもしれない、または受けてしまったのは子ども自身であるので、その子ども自身の声を聞くことがどうしても必要になってくると思います。とくに、すでに被害を受けてしまった子どもたちにとって、最善のケアとは何なのかを、当事者の子どもたちに聞くことが、一刻も早い子どもたちの回復につながると思います。また、1で書いたように「出会い系サイト」が危険であるかどうかを判断する子どもたちの考え方という視点はとても重要になってくると思います。よってこれらのことから、子どもが参加して意見を言う機会を作っていかなければならないと思います。

そこでまず、この中間検討案に関する質問や意見交換をするための会合を開いてはどうでしょうか。そしてその会合には、子どもを含めた民間から広く参加希望者を募集し、自由に参加できるようにしていただきたいと思います。

以上。

[2003年1月18日（土）]

（雑誌「子ども論」2003年4月号に、特集で「出会い系サイト」の規制に関する座談会が掲載予定）

ユニセフ世界子供白書

2003年版は「子どもの参加」がテーマ

好 光 紀 (子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

ユニセフ(国際連合児童基金)は2003年版世界子供白書を発行した。「子どもの参加」をテーマにしておとなの責任に焦点をあててまとめているもので、章立てで説明すると以下のようになる。

①耳を傾けなければならないのは子どもの声である

②なぜ参加?なぜ今なの?

③くらしの中でのかわりこそが
社会参加のスタート

④積極的な社会参加に備える学校

⑤隅に追いやられた若者の参加を

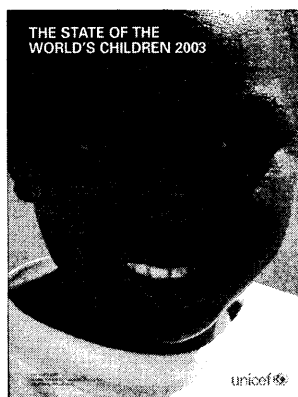
⑥社会が子どもの声に耳を傾ける
ように

⑦参加の余地を共有する

⑧国連子ども特別総会

⑨前進—子どもにふさわしい世界
を達成するために

巻末に付属資料として子どもにかかわる有用な基本統計が掲載されている。



2002年5月に開催された国連子ども特別総会で国連加盟国は2015年までに8つの目標(ミレニアム開発目標)を達成することを公約した。そのサイドイベントとして開催された「子どもフォーラム」では世界各国の子ども代表が「子どもにふさわしい世界」という最終文書を採択して特別総会本会議の開会式で世界各国のリーダーに報告した。こうした事実をもとにこの白書は子どもの参加について世界中の人びとにその必要性を呼びかけている。

子どもの参加とは子どもに影響を与える事項について、子ども自身の意見を取り込むことを促し、それを実現させることである。子どもが家庭や学校、地域社会、市民生活に活発に参加することの重要性とその実現に向けて世間の関心を集めることに目的を置いている。このことは「子どもにふさわしい世界」と「ミレニアム開発目標」達成のための行動の大きな分岐点となる。

*日本語版は、2003年3月末刊行予定。

問い合わせ：日本ユニセフ協会広報室(03-5789-2016)

国連・子どもの権利委員会、一般的意見第3号を採択

～「HIV／エイズと子どもの権利」がテーマ～

平 野 裕 二 (ARC)

国連・子どもの権利委員会は、2003年1月30日(第32会期)、「HIV／エイズと子どもの権利」に関する一般的意見第3号(CRC/GC/2003/1)を採択した。条約の規定にはHIV／エイズに関する明示的言及がなく、今回の一般的意見の採択により、条約上の諸権利が子ども・青少年とHIV／エイズの問題にどのように関わっているか、またそれらの権利を保障するために締約国はどのような措置をとるべきかといった点についての解釈が明らかにされた意義は大きい。

今回の一般的意見は、以下の6部から構成される、相当に包括的な内容である。

1. はじめに

2. 一般的意見の目的

3. HIV／エイズに対する条約の視点——ホリスティックな子どもの権利基盤型アプローチ(とくに4つの一般原則＝

差別の禁止；子どもの最善の利益；生命・生存・発達への権利；子どもの意見表明と参加の権利)

4. 予防、ケア、治療および支援：(a)HIVの予防および意識啓発のための情報、(b)教育の役割、(c)子どもと青少年に配慮した保健サービス、(d)HIVカウンセリング・検査、(e)母子感染、(f)治療およびケア、(g)調査研究への子どもの参加

5. HIV／エイズの影響を受けやすい状況と、特別な保護を必要とする子ども：(a)HIV／エイズの影響を受けている子どもおよびHIV／エイズで両親を失った子ども、(b)性的・経済的搾取の被害者、(c)暴力・虐待の被害者、(d)有害物質の濫用

6. 勧告：(a)国・地方レベルの政策・行動計画等、(b)資源配分、法改正、(c)子どもの権利の監視・調整体制への

HIV／エイズ対応の統合、(d)データ収集システムの見直し、(e)子どもの権利委員会への報告、(f)国際協力、(g)NGO等の取り組みの支援、(h)子どもを含む当事者参加の保障

子どものHIV感染の問題のみならず、エイズによって両親を失うなどさまざまな形でHIV／エイズの影響を受けている(受けるおそれのある)すべての子どもの権利が委員会の関心対象である。一貫して、子どもの権利の視点にもとづくホリスティックな(細部に配慮しつつ全体を視野に入れた)対応が強調されている。

HIV／エイズの予防という観点からとくに重要なのは、教育等を通じた正確な情報とライフスキルの提供を通じた子どものエンパワーメントの必要性が、そこかしこで指摘されていることである。子どもの性行動が社会の文化的規範にそぐわないものであっても、子どもたちの現実に根ざした、一方的な価値判断・決めつけを行わない(non-judgmental)対応をとらなければならないことが強調されている。「効果的なHIV／エイズ予防のために、国は健康関連の情報(性教

育および性に関する情報を含む)を閲覧したり、提供しないようにしたり、または意図的に不正確なものにしたりしてはならない」という指摘(パラグラフ13)は、日本にもそのまま当てはまるものである。

他方で、血液製剤等によるエイズ感染(薬害エイズ)の問題についてはまったく触れられていない。いっそう総合的な対応をとるために、国連人権高等弁務官事務所とUNAIDS(国連HIV／エイズ合同計画)が1996年に作成した「HIV／エイズと人権に関する国際指針」も参照しながら取り組みを進めていくことが必要である。また、委員会の一般的討議「HIV／エイズが存在する世界に生きる子ども」(第19会期、1998年)の勧告も今回あらためて再確認されており、同様に参照することが求められる。

◆一般的意見第3号の日本語訳は筆者のウェブサイト<http://homepage2.nifty.com/childrights/index.htm>参照。
また、より詳細な解説は子どもの人権連『いんぷおめーしょん』参照。

コラム ● 国連・子どもの権利委員会の新たな構成が決定 ●

2003年2月10日、ニューヨークの国連本部で第9回子どもの権利条約締約国会議が開催され、改選対象の5人に加えて新たに選出される8人、計13人の委員について選挙が行われた。

新たな委員会は、アジア4人(サウジアラビア・カタール・タイ・韓国)、アフリカ5人(ケニア・アルジェリア・エジプト・チュニジア・ブルキナファソ)、ヨーロッパ5人(オランダ・イタリア・ドイツ・ノルウェー・セルビアモンテネグロ)、ラテンアメリカ・カリブ海諸国4人(パラグアイ・アルゼンチン・ブラジル・ジャマイカ)と、従来よりも地域的バランスのとれた構成となっている。男女別割合は女性11人、男性7人である。改選の対象となった5人の委員のうち4人が再選を求めて出馬し、3人は再選されたものの、日本の第1回報告審査時に議長も務めたカーブ委員(イスラエル)のみ落選した。

委員の氏名・背景については筆者のウェブサイトhttp://homepage2.nifty.com/childrights/crccommittee/crc_members.htm参照。
[平野裕二(ARC)]

子ども関連TOPICS ④

豊島区「子ども青少年会議」の活動と子ども参加によるプレーパークづくり

中野 州(子ども青少年会議委員・東洋大学社会学部2年)

①主体的な運営を目指した「子ども青少年会議」の取り組み

「子ども青少年会議」は、青少年の意見を表明する場として設置されている。

私は、14年度「子ども青少年会議委員」(中学1年～22歳まで18名)のひとりとして、この1年間「討議」、「活動」に参加した。会議は、昨年から引き続き委員をやっている人が複数いた為、最初から委員自身が中心となって進めようと言う気運が感じられた。「会議の愛称」「イメージキャラクター」「アンケートによる運営の方向性・役決め」などを、委員が中心となって進めていった。その間、意見が積極的に出せるように、事前の打ち合わせで確認しながら進めていった。その結果、「Enjoy Talking(話し合いを楽しむ)」「マスコミキャラクター「チャベル」」「役割としてのリーダー・サブ・ヒショ」の選出と、「会の目標確認(通信を出すぞー!・

ホームページを開設して、会議の活動情報を随時知らせよう・おとなとの座談会をやりたいなー・そして、いろいろなことについて意見を聞いてもらいたい)」をしながら、テーマに基づいた討議を進めていった。

また、毎回の会議には、「学生サポーター」と「おとなサポーター」が複数で、会議の進行を支えてくれた。

ぼくにとって、委員同士のみでなく、おとなの意見を聞く事ができたり、さまざまな年齢の人の意見を聞く機会に恵まれたことは、とても有意義な事だった。それぞれがいろいろなことを考え、自分



子ども青少年会議の様子

にない能力をもっていることに、あらためて感心している。

②討議手法の工夫で討議を深める

話し合うテーマは、「日ごろの疑問、不満点」を出し合う中から、8回の会議開催で《校則ーきまり》《居場所ープレーパーク・ティーンズプラザ》について、グループ討議、全体討議、ディベートによる話し合いをしてきた。そして、話し合いの経過と内容を通信発行し活動してきた。

③子ども参加によるプレーパークづくりへのかかわり

子ども青少年会議の中で、豊島区第1号の「プレーパーク(冒険遊び場)開設」に向けて、「子ども会議(小学4、5、6年17名)」を開催しながら、意見やアイデアを出していく計画があることを聞いた。子ども青少年会議のメンバーとしても、プレーパークづくりへの参加をしてみたいと関心があった。そのため、第1回目の「子ども会議」に出席させていただき、プレーパークとは、手づくりの遊具があったり、自由に穴を掘ったり、木と木の間にハンモックをつるしたりと、子どもたちが充分に興味を示し、遊びの可能性を広げられる自由があって、楽しそうだと感じた。今、子どもも忙しすぎる。競争と禁止項目が多い中で、子どもの遊びが変わってきていると感じる。しかし、ワークショップをつうじて、子どもたちの描いた絵や反応が、自分の子ども時代と変わっていないことにほっとした。その一方で、とても冷めた反応を示す女子に驚いた。その後、「いまいちばんやりたい遊び」としてジオラマの制作と意見を発表した。子ども青少年会議からの意見も報告する事ができた。

私は、メンバーと一緒に「世田谷プレーパーク」を訪問し、プレーリーダーへのインタビューをつうじて、いろいろな発見と驚きがあった。まず考え方がとても自由であり、発想の豊かさに驚いた。問題を排除するのではなく、大切に向き合いながらともに考えていく姿勢と根気強さ・行動力に発見があった。

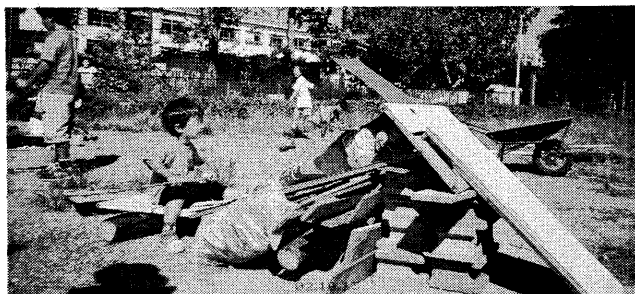
豊島区と比較して、環境の差やプレーパークへの関心の差は大きいと思うが、中・高校生も利用したいと思える設定と工夫をすることで、自分も楽しみ、プレーリーダーとして係

わってみたいと思う人は確実に増えると感じた。

④「参加」の意義

子どものための施策や事業について、子どもの参加を呼びかけ、子どもの側からの意見を聞いてくれる場があることは、子どももいろいろと考え、調べ、発見し、気づく。そして、意見をもつ。それをその子どもの発達や能力に応じた表現をする。それが、つづやきだったりすることもあるが、おとながそのことに、付き合ってくれて、受け止めてくれることを感じた時に、本音の意見表明をすることにつながるのだと感じている。子どもたちは、こうした子どもとおとなの相互の信頼を造ろうとするおとなの姿勢をキャッチするアンテナを持っている。子ども自身も考え、試行錯誤する学びを保障してもらうことで、自分の主張が権利として正当かどうかを考え、他者の権利との調整の中で学び、意見表明していけるのだと考える。

自分自身も含めて、子どもにとって、子どもに係わる情報を常に得る場や機会と、意見表明していく場や機会が保障される「子ども青少年会議」「プレーパーク子ども会議」は大切にしていけるべきものだと感じている。



① プレーパークで遊ぶ子どもたち



② プレーパークで遊ぶ子どもたち

世田谷プレーパークを訪ねてみて・

■訪問日時：平成14年12月1日(日) ■訪問者：中野 州・滝野 淳也

《分かったこと》

- ①子ども自身が火の管理をしている。
- ②地域住民の理解が根底にある。
- ③不審者に対しては常駐のプレーリーダーが直接接触して注意を払っている。
- ④中学生以上も、どの時間帯でも利用できる。実際には、学校の下校時間により高校生が来るのは夕方になっている。
- ⑤大きな事故は、これまで全く起きていない。
⇒子ども自身、火などの危険性を十分に知っているからだと思った。それは火を使わせる事によって、それぞれが危険の度合いを体で分かっている。
- ⑥開設当時は、火の使用を毎度消防署に許可申請していた。

《プレーパークで大切にしたいこと》

- ①火の危険さ・大切さを教えたい。

- ②外で遊ぶ楽しさを教えたい。

- ③地域と密接した遊び場にしていきたい→広報版みたいなものを作る必要がある。

《インタビュー・見学の感想》

- ・規則がなく本当に自由な場所と感じた。
- ・周りが柵などで囲まれていないため、気軽に入って来られることが特別な場所扱いされていないと良いと思った。
- ・自分がこのプレーリーダーをやりたいと思った。
- ・自分の居場所にもなると思った。
- ・青少年がプレーパークと関わるとしたら、自分達のやりたい事で必要なものを作る手伝いができると思った。基本的に青年は毎日利用するのは難しいが場所があれば自然と集まってくると思う。

[中野 州]

Take Action !

～クレイグ・キールバーガー講演会報告レポート～

(2002年12月18日、場所：国立オリンピック記念青年総合センター)

中本裕介 (高校2年生 17歳)

すごく前向きな人。ディスカッションを通してのクレイグさんのイメージはそれだ。

「失敗したっていいじゃないか。むしろ失敗しちゃえ！」クレイグさんのこの言葉に衝撃を受けた。失敗したらoutなこの世界で、そんな言葉を…。もちろん、それを本当にやれ、じゃなくて「それくらいの余裕を持って」という意味なんだろうけど。時間に追われる毎日なんて疲れちゃう。人生時にはいい加減にやるような余裕も大事なのかな、と思ってしまった。

ディスカッション自体に印象は残らなかったけど、クレイグさんの印象は頭から離れない。とにかくディスカッションを通してパワーをもらえた。

パワーをもらえたと同時に、世界の現状を突きつけられた。

同じ時間を世界中の人と過ごしているのに、世界にある現状を僕はまだまだ知らない。貧困の人がいて、苦しんでるのはわかるけど、

実際どんなに苦しいものなのか。それを知るには、「現場へ行く」、それに尽きると思う。

[Take Action!] クレイグさんが僕に残してくれた最後の言葉は、今でも励まされる。現代の若者はなかなか自分からTRYしようとしにくい。やれば出来るんだけど、それをやろうとしない。

やってみるか。その一言でいい。それが自分を変えるかもしれないし、世界をも変えられるかもしれないから。

■クレイグ・キールバーガー

児童労働をなくし、子どもの権利を守るために、子どもが子どもを支援するNGO「フリー・ザ・チルドレン」を12歳のときに創設した。「フリー・ザ・チルドレン」は、1995年にカナダで設立されてから、日本を含め、世界20カ国以上に支部をもつ国際組織として発展。すでに10万人以上の子どもたちが、「フリー・ザ・チルドレン」の活動に参加している。

子どもの権利条約フォーラム2002 in ちば

千葉発『Kid's Right's Wave!!』

～子どもと市民の参画で世界は変わる～

2002年12月7日(土)・8日(日) 於：千葉県教育会館大ホール・会議室

前号にひきつづき、フォーラム報告集から、分科会レポートをご紹介します。

第12分科会 「わたしたちはここにいる ～武力紛争と子どもの権利～」

パレスティナ子どものキャンペーン常務理事 今村真弓さん
子ども通信社VOICE記者 (敬称略)

笠井笑生子 (12才) 梁田桜子 (13才)

須田枝里奈 (15才) 土田朋水 (16才)

ARC代表 平野裕二さん

安部芳絵さん (子どもの権利・子ども参加ファシリテーター)

参加人数 9才～50代まで約40名

■いまこそ、絶望の“外”からできることを

「わたしたちはここにいる」、と銘打たれた第12分科会。この分科会では「武力紛争」によって子どもたちがどのような生活を強いられているかについての報告が行われた。

紛争地域であるパレスティナに住む子どもたちの声を紹介したの

は、パレスティナ子どものキャンペーン常務理事の今村真弓さん。今村さんは「紛争下にあっても人々は日常を生きようとしています」とあるビデオを私たちに見せた。「外出禁止令」が敷かれた街で暮らす、ある少女の物語がそのビデオには収められていた。

イスラエルによって外出禁止令下に置かれた人々はそれぞれの家の中でのみ生活を許される。もしも外出したとすれば銃撃されてしまう。子どもたちは無差別な発砲や人のいない街を闊歩する戦車の音が響く走行音に、いつも怯えながら生活をしている。

そんな街で生活する少女ミスリーン。ミスリーンは学校に行きたいと強く考えていたため、いつ発砲されるかわからない通学路を歩いて学校に通い続けていた。そんなある日のこと、ミスリーンは通学することが不可能となる。原因は学校の休校だった。

「パレスティナでは外出禁止令の影響でどうしても学校が休校になることが多く、これはパレスティナの教育問題に深い影を落としてい

ます」と今村さんは説明した。しかし街の大人たちは、学校を休校することについて話し合いを重ね続け、ある結論を出す。

「私たちはイスラエルと勉強で競争しなければならない。学校を再開しよう」

それは外出禁止令が敷かれた中での苦渋の選択だった。そうしてミスリーンは再び学校へ通うことができるようになったという。今村さんはこう語る。

「今パレスチナは絶望の中にいます」

ミスリーンが学校に通えたのはそれから何ヶ月かだけのことだった。イスラエル・パレスチナ間の緊張が高まったことにより、再び学校は休校せざるをえなくなったのだ。

絶望の“外”にいる私たちが考えるべき子どもの権利の現状は、山ほどあるはずだ。 (子ども通信社VOICE記者 土田朋水)
VOICEホームページ www.kidsvoice-jp.org

第14 養護施設を知っていますか？ 分科会 ～知ろう・考えよう恩寵園問題～

恩寵園 園長：新田目 建さん

恩寵園裁判弁護士：山田由紀子さん

施設内虐待を許さない会代表：浦島佐登志さん

恩寵園職員：長 清江さん

養護施設を経験した青年：中山 健さん

恩寵園在園児：小島博正くん 小島 正博くん 小島 正男くん

このシンポジウムでは、「養護施設」のなかで、人間としての声をあげた勇気ある子どもたちによって「子どもの人権」が問い直された「恩寵園事件」を通して、家庭で育つことができない子どもたちの人権について学んだ。

■3人兄弟の小島君たちの発言

前の恩寵園では、朝5時半に起きて、お風呂掃除をして、7時にごはんを食べて7時45分くらいに学校へ行って3時ぐらいに帰ってきて4時になったら掃除があって終わったらご飯になって6時から8時までが自由時間になってそれで一日が終わり。前は消灯が8時だったけど今は9時になった。暖房がついた。

■長浜さん

新体制になって半年目に恩寵園にきた。厳しかった以前の反動でかなり荒れていた。例えば辛い恩寵園にいるよりは学校の方がまだいいとみんな皆勤のように登校していたのが、不登校の子が増えた。迷いながら悩みながらの1年。「暖かく見守る」でも「甘やかしすぎてはいないか」と。学校の先生とも連絡帳を使って子どもの良いところをたくさん書いて、支えあってきた。職員同士も意見を出し合い変わってきた。表を作ったりいろいろ工夫して自覚を促し「自主的にやっていけるように」を大切にしている。子どもたちが、安心して暮らせる家になってきたと思う。

■恩寵園における、体罰・虐待の具体的な事柄の一部

・子どもにくびわをつけ、鎖に繋ぎ床に置いたどんぶりからごはんをたべさせた・園児全員が見ている前で子どもの足首に包丁をあて血を流させた・高校生の女子の園児を下着だけで立たせた・子どもを麻袋にいれ吊るした。

■中山さん

自分は今21歳だが中学校の半分から3年前まで八街にある東京都の施設で暮らしていた。親と仲が悪くて(虐待とは気づいてなかったが)このままではアブナイと思って、自分から家を出て施設に入

った。「施設」と言う所は、その中でなにが起こっているか、子ども同士も、施設外の人にも殆んどわからない。「施設」はそこで生活する子どもにとっては「家」。人権って当たり前の自由にものが言える生活の中にあるのではないか。「施設」は子どもにとっての安心できる「家」にならなければいけない。家庭で真冬の5時半に風呂掃除させますか。

■新田目さん

「恩寵園問題」は誰にでも起こり得ると思う。今、全国に570の施設があるが体罰、虐待に転落する可能性は全部にある。実は私もかつて野球の監督で子どもたちをすごしていた。私の40年間の施設での仕事は、狂暴な私と穏やかな私との闘いでもあった。体罰と無縁な教育は出来るか。いま恩寵園で必死でやっている。それは、子どもに対する、人間に対する考え方が変わったことによる。昭和47年(1972年)ドイツの施設へ勉強に行く機会を与えられ、シュタイナーの教育思想をバックボーンとした人たちに会った。一言でいうなら「子どもはみんな、よく生きようという衝動を持っている。それを目覚めさせ、目覚めるまで待つ事が私たちの任務だ」と言う考え方を学んだ。施設の職員が一番困る事、直面する問題は子どもが悪い事をした時、叱らないといけないうこと。本当は叱りたくない。でも叱らなくてはならない。何故叱りたくないか。叱る事で子どもとの信頼関係が損なわれることを恐れる。また叱らなければいけないと悩む。ますます悪くなるのではないかと不安になる。こころならずも叱る。でも度重なると、どうしてわかってくれないのか?と言う気持ちになり、体罰になる。子どもはよりよく生きようとしている、目覚めるまで待とうと信頼することはなかなか難しい。子どもたちを愛し、自由にしたい。自由で愛にみちた家を作ろうと。2年半たち子どもたちは明るく元気になった。あれもしたいこれもしたいと言うようになった。

■浦島さん

「施設」は市民の側から見えにくい。辛い思いをしている子どもは、誰も信じない。初めは人間じゃない、これは野獣だなと思った。人間的な感覚をとりもどすまでは、ただそばにいてやるだけだった。僕らのことを信じてくれるまで。「浦島さんたち裏切ったら人間じゃなくなっちゃうもんね」って。ほんとにピュアー。でもそこを見ないで、押え込まれ叩かれて叩かれて育った子ども。一緒に裁判を闘った。子どもの苦しみを自分の事として受け止め支援してくれた仲間がいた。

■山田さん

恩寵園の裁判は「住民訴訟」という手段での訴え。体罰や虐待に対して「損害賠償請求」(これが一般的)が出来ない為。虐待を受けた子どもが未成年なので、訴えを起こすのは親になるが、その親代わりが、虐待を行っている当事者恩寵園の園長(当時)だったわけだから。一県民の浦島さんと私が、千葉県に対して、虐待をしているような園長への給与の支給は、公金の不当な支出にあたると。苦しい裁判だったが仲間に助けられ、傍聴にきてくれた県民の皆さんに支えられて勝つ事が出来た。そして純真な勇気ある子どもたちの証言が裁判官を変えた。2000年1月27日に良い判決がでた。(担当「千葉県子ども人権条例を実現する会」記録・文責 鎌倉淑子)

フォーラム子どもの権利研究2003のご案内

2003年3月8日(土) 9日(日)

子どもの権利条約総合研究所・子どもの人権研究会共同開催

今回のフォーラムでは、近年の児童福祉法や少年法の「改正」をふまえ、また憲法や教育基本法の「改正」の動きもあるなかで、これら子ども関係の国内法改正問題に関して、日本も批准した子どもの権利条約の視点から総合的に研究します。

また、韓国の「子どもの権利学会」からゲストをお招きし、特別講演をしていただきます。子どもの権利救済にかかわる比較法研究も行う予定です。

会場：早稲田大学文学部 第一会議室

(〒162-0052 東京都新宿区戸山1-24-1)

参加費：3000円(資料代、『子どもの権利研究3号』日本評論社＝記録集代金・送料2000円を含む)

懇親会費：3000円(希望者のみ)

申し込み・問い合わせ：

①子どもの権利条約総合研究所

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-24-1

早稲田大学文学部33号館1576研究室

TEL/FAX 03-5286-3595(毎週水曜日10:00-16:00)

E-mail CRC21@lycos.jp

②子どもの人権研究会

〒120-0034 東京都足立区千住1-24-4

北千住法律事務所・黒岩哲彦

TEL 03-3870-0171 FAX 03-3881-7471

E-mail k.tetuhiko@nifty.com

***** プログラム *****

第1日目 3月8日(土)

10:00-12:00 特別講演 韓国における子どもの権利研究の現状と課題

李在然(韓国「子どもの権利学会」会長)

13:00-17:30 シンポジウム 現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望

問題提起①日本国憲法の視点から 中村睦男(北海道大学)

②教育基本法「改正」問題から 藤田英典(東京大学)

③児童福祉法・児童虐待防止法改正問題から

吉田恒雄(駿河台大学)

④「改正」少年法問題から 津田玄児(弁護士)

第2日目 3月9日(日)

9:30-12:30 世界と日本の子どもの権利救済制度

①世界各国の「子どもの権利救済」制度

－国連子どもの権利委員会から 平野裕二(ARC)

②子どもの権利擁護機関の独立性

－ノルウェーのオンブズマンとの比較を中心に

半田勝久(東京成徳大学)

③日本における子どもの救済制度の現状と課題 一場順子(弁護士)

13:30-16:30 「改正少年法」の運用と課題

①「原則逆送」事件の実際

－事例および全国的調査の分析から 山崎健一(横浜弁護士会)

②家庭裁判所の運用実態

－全司法のアンケート調査を中心に 小池武(全司法)

③少年の立ち直り支援の現場から

－児童自立支援施設を中心に 井上仁(萩山実務学校)

総合的研究誌「子どもの権利研究」

創刊号特集 子どもの権利の総合的保障と学際研究

子どもの権利条約総合研究所 編

第2号 特集 自治体子ども施策と子どもの権利

日本評論社 定価 2000円

□子ども条例の意義と制定、実施の課題 川西市、箕面市、川崎市 □自治体で取り組む子ども救済 埼玉県、神奈川県、東京都、青森県 □自治体が進める子どもの参加・参画 宮城県、近江八幡市、滋賀県、鶴ヶ島市、高浜市、豊中市、中野区 □総合的な子どもの権利条例づくり 小杉町、多治見市、日野市、高知県 □子ども施策のいま、これから 大阪府、国立市、八千代市 ■論説 ①国際人権法の展開と子どもの権利 ②都市計画・環境学と子ども参加 ③司法と子どもの権利・人権の課題(1) ほか

定期購読募集中！ 年間4000円(送料込み・年2回発行・B5版100頁)

創刊号：2002年7月末日 第2号：2003年1月末日(以下、同じ)

郵便振込み申込で直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。

郵便振替00150-3-164280 口座名称 子どもの権利条約総合研究所

研究所事務局：〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1 喜多明人宛

研究所分室(水曜日10:00-16:00) TEL・FAX 03-5286-3595 E-Mail: crc21@lycos.jp

「子どもの権利条約」No.66

2003年2月20日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

(事務所受付時間/火・金12:00~17:00)

ホームページ

http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/

Eメール ncrc@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 株式会社第一プリント